管理運営委員会用緊急時対応マニュアル

仙台市立田子中学校施設開放管理運営委員会

- 1 利用者のけが及び事故発生時
 - (1) 監督者からの報告を受ける際の確認事項
 - ①事故発生の状況
 - ②けがの程度
 - ③けが人(保護者等)の連絡先
 - ④搬送先の医療機関
 - (2) 管理運営委員長への連絡 田子中(254-2684) → 委員長
 - (3) 仙台市教育委員会への連絡 生涯学習課生涯学習係(214-8887)
 - (4) けが・事故の原因の分析と反省
 - (5) 安全管理体制の見直し

2 建物や備品の破損発生時

- (1) 監督者からの報告を受ける際の確認事項
 - ①事故発生状況及び現場の破損状況
 - ②破損者の連絡先
- (2) 管理運営委員長への連絡 田子中(254-2684) → 委員長
- (3) 弁償等の対応の協議
- (4) 仙台市教育委員会(担当課)への連絡(必要なとき)
 - ※1 備品の弁償等の対応は、管理運営委員会が窓口となり、責任を持って行うこと (原状回復が不可能な場合には、学事課教具係【214-8862】と相談する こと)。
 - ※2 備品以外の破損については、仙台市教育委員会の担当課と相談すること(担当 課については事務担当者に相談すること)。
- (5) 事故原因の分析と反省

3 不審者の侵入時

- (1) 管理指導員からの報告を受ける際の確認事項
 - ①利用者の安全確保の状況
 - ②現在の状況
 - ③不審者侵入時の状況
 - ④警察への連絡の有無
- (2) 管理運営委員長への連絡 田子中(254-2684) → 委員長
- (3) 仙台市教育委員会への連絡 生涯学習課生涯学習係(214-8887)
- (4) 警察への対応
- (5) 安全管理体制の見直し